令和６年度　我孫子市社会福祉法人指導監査実施計画

１ 目的

 この計画は、我孫子市社会福祉法人指導監査実施要綱第２条第１項の規定に基づき、令和６年度一般指導監査の係る事項を定め、指導監査の円滑な実施を図ることを目的とします。

２ 指導監査の対象

令和６年度の指導監査実施は、次のとおりとします。

ただし、法人の運営等に問題が発生した場合、または通報、社会福祉法人現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる法人について、随時、その状況に応じて一般指導監査を実施します。

なお、運営等に重大な問題を有する法人については、一般指導監査のほか、特別指導監査を随時実施します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況により実施状況に変更がある場合があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 法人種別 | 一般指導監査　対象法人 | 実施時期 |
| １ | 保育所 | 社会福祉法人　心光会 | 令和６年７月～令和７年３月 |
| ２ | 保育所 | 社会福祉法人　八幡会 |
| ３ | 障害者施設 | 社会福祉法人　ひろがり |
| ４ | 障害者施設 | 社会福祉法人　つくばね会 |
| ５ | 高齢者施設 | 社会福祉法人　栄興会 |
| ６ | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人　我孫子市社会福祉協議会 |

３ 指導監査事項

指導監査において着目する事項は、厚生労働省の通知・指導事項及び「令和６年度我孫子市社会福祉法人指導監査実施方針」のとおりとします。

４ 指導監査の方法

我孫子市社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、実施します。

※社会福祉法より一部抜粋

（監督）

第五十六条　所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。